JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

いのちにやさしいまちづくり

NEWS

[p-1]
2010 平成22年8月
Vol.39
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

動物愛護管理法：基本指針について

Factsheet

・・・というタイトルのファクトシートを作ってから数年経ちました。
その内容をリライトしました。

動物のために人が使う動物の法令

平成17年6月に一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律に、それまでなかった「基本指針」を定めることが決まりました。

環境大臣は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めなければならない」、というものです。

そして、都道府県は基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための、動物愛護管理推進計画を定めなくてはならなくなっています。

都道府県がこの計画を定めるか変えるときには、「関係市町村の意見を聴かなくてはいけない」ことも決められています。

法律に基づく内容についての意見を聴かれる市町村は、この法律の執行担当所管を決めないと意見も言えないことになります。

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」は平成18年10月に作られ、原則として平成20年からの10年間を計画期間にしています。

今までは、地域ねこについて役所に問い合わせたとき、電話を受けたそれなりの職員から、期待したお返事と大きく異なる、やはりそれなりに応対されることも多くありました。

基本指針は施策別の取組として10項目を掲げ、各項目毎の「現状と課題」と、課題を解決するために「講ずべき施策」として具体的な方向を示しています。

動物による危害や迷惑問題の防止の項目の「講ずべき施策」には、所有者のいないねこの適正管理の在り方やその他のさまざまなことがらを検討して、「ガイドラインを作る」こととされています。

人材育成の項目には、行政の担当者に対しての「専門的な技術や知識の習得」が決められています。これからは、役所の電話応対窓口担当職員の、それなりの個人的な考えではいけなくなり、専門的な職員がガイドラインにそった行政指導を行わなければいけません。

基本指針を動物たちのために、人々が上手に使いはじめるとき、市民から背中を押される役所の担当官は、役所という組織の中で「専門的な知識や技術」を身に付ける機会を得られ易くなっています。

・・・がしかし、あれから数年経った今、地域ねこの現場はどうなのでしょうか？
動物愛護管理推進計画は都道府県が作るものなので、

我が市町村に、地域ねこ対策「担当者」や「執行所管」はいらない!!

・・・今でもそのような方針を持つ行政管内に暮らす市民は不幸です。

野良ねこ対策の仕組みを理解し、専門的な知識や技術を持つ担当官を都道府県が配置していても、地域ねこ対策は市区町村の住民や住民組織などが主体となって行う地域社会の活動ですから、お役所仕事の役割分担は市区町村です。

狂犬病予防法が厚生省所管のため、医者などの資格を持つ職員を置く都道府県の保健所が犬の管轄でした。今後は保健所のない市区町村では、議会にかけたり条例を制定しなくても、愛護動物執行所管を決めて担当者を置くことができます。

お役人は法の執行官です。「我が市町村」にも、法規法令を執行する担当者が必要です。

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」[平成18 年10月31日環境省告示第140 号]

何度も繰り返しますが、基本指針から地域ねこに関係する項目をいくつか抜き出すと・・・。

基本指針より

第１　動物の愛護及び管理の基本的考え方　（動物の管理）
【※冒頭部分を割愛】　このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。**また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。**

役所が作る「ガイドライン」と「地域ねこ対策の現場」の間に大きな違いの見られるケースが出ています。

基本指針では「恣意的」つまり「気ままな思い付き」などからの餌やりもあるので、そのもたらす結果についての管理が適切に行われない場合についての「十分な留意」をあげています。**（※上枠内の太字）**

すべての餌やりを無条件に擁護しませんが、ある役所は「恣意的」を「無責任」に置き換え、「無責任な餌やりの禁止」を方針にしてしまいました。

さらに、「責任ある管理」を求め、飼い主のいるねこと同じ「管理者」のいる野良ねこを「地域猫」という分野の「ねこ」に定義しようとします。**（※法律で「ねこ」としていることもあり、猫やネコを併用しています。）**

気ままな思い付きや行きずりなどの良い悪いはともかく、地域ねこの現場から「恣意的な餌やり」は決してゼロにならないのが現実です。給餌ルールを含めて充分に管理統制された地域ねこ対策の現場にあっても、「気ままな給餌」を厳格に規制する野良猫被害対策は困難です。野良ねこへの給餌行為そのものを許可し、または禁止する根拠法律もないため、役所が「無責任」と形容したところで、無条件に給餌の禁止をできません。

最近評判になった地方裁判所の判断は、数頭の野良ねこのうちたとえ１～2頭でも原告が「被告の飼いねこである」と法廷で証明できた際に、管理規約がペット禁止のため、飼いねこと証明されたねこへの敷地内での給餌を認めない、などというもののようで控訴せずに結審した模様です。しかし飼いねこへ給餌をやめて衰弱させるなどの虐待は法律違反の犯罪ですから、この事態を上級裁判所が判断する際にはどうなっていたものでしょうか？

同じように、餌やりなどの「飼い主と同じような行為」から判断して、そのねこの所有権を強制的にだれかに与える権限は役所にはありません。従って、地域ねこ対策の対象ねこの所有や占有の権利に係る管理者責任を、対策に当たる市民に強いることは、行政の民事不介入の原則に背き困難です。

ある役所が考える「ガイドライン」と「現場」の大きな違いは…

【某役所の考え…】地域猫という、不特定の飼い主責任者を持つ、あたかも所有占有者のいるようなねこを作る。

【…に対して、現場は】地域ねこ対策とは、飼い主のいないねこ問題などの課題を持つ地域の中で、ねこの生態の繰り返しを人々が支配し抑止するプログラム。遺棄違反防止や飼いねこの適正飼養対策などと共に、野良ねこに繁殖制限手術を行って数を支配し、迷惑被害などの好ましくない習性や生態などをコントロールする。

基本指針より

(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
（講ずべき施策）ア　みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等により、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、【※以下割愛】
(3)動物による危害や迷惑問題の防止
（現状と課題）動物の不適切な飼養に起因して、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。
動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する支援等が期待されている。
（講ずべき施策）ア　地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、**所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。**

【某役所の定義は…】飼い主＝動物の所有者または占有者、動物の飼育または保管をする者。給餌の態様などから判断して所有権を与える権限を持たない役所が、所有権を求めない者を占有者と言い換えて、所有権利者と同じ飼い主責務を追求する目的で編み出した根拠法のない定義で、行政裁量権の逸脱も疑われます。

所有者のいないねこ対策上、飼い主の定義がどうしても必要な場合「飼い主＝所有者又は取扱者か、所有者のいる動物を所有者以外の者が占有して飼育または保管する場合」…などとなります。

某役所が飼い主の定義を作りたくなる理由は、所有者のいないねこへの動物愛護の思いなどと、一方では地域ぐるみの動物適正管理との両立を目指す目的から、地域ねこ対策の主体は「野良ねこの飼い主」ではなく「地域住民組織など」です。しかし、住民組織などと施策の実施について合意形成する知識や技術の少ない役所は、飼い主のいないねこの「飼い主」や「恣意的に給餌を思う者」などに対策を任せようとします。その結果、本来の「飼い主のいない猫対策事業」としての施策全体の整合性が次第に失われていきます。

基本指針より

(9)人材育成　①現状と課題　施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。
②講ずべき施策　ア　動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

【某役所は…】置くことができるが、置かなければならないのではないので置かない…などの屁理屈も。

基本指針より

(2)　関係地方公共団体との協議　より計画の実効性を高めるために、**計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。**

【現場より…】法規法令等に「意見を聴く」とあるのは、意見を言う職員が単なる代弁者や広報係ではなく、専門的な知識や技術を習得し、市民に対して法規等を執行できる担当官でなくては意見も言えません。

〈この頁の内容はAWN連絡会　http://www.dobutu.net/　を参考に編集しました。〉

ねこだすけ　行事　検索

●ホームページに「行事計画」を掲載しています。

地域ねこ対策 行事計画

地域ねこセミナー in 北区　7月25日(日)、NPO人と動物の共生をすすめる会主催、東京北区保健所が共催してNPOねこだすけ後援のセミナーです。（上の写真）

環境省が今年の2月に発行した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に「地域猫」を解説した影響もあってか、セミナーや講座などが盛んです。

特に7月は3日の新宿（下段右の記事）から始まって、ねこだすけが講師などを受け持つセミナーが毎週末に行われました。

同10日(土)、世田谷保健所が主催し、チームSLP主宰田矢さんとねこだすけ代表が講師の「飼い主のいない猫対策セミナー」は会を重ねて第12回めでした。

各セミナーでは、動物の小さな命をまもるために、どのような仕組みや方法を考えながら地域や役所と同じ目的を目指して、命あるねこや動物と共生できるのか？地域ねこ対策の先行事例などを参考にした行動モデルなどが「三者協働」の「地域住民活動」の理念のもとに紹介されます。

実践!!地域猫活動セミナー　7月18日(日)、広島市西区民文化センターで、日本愛玩動物協会広島県支部主催、「ネコ好きな方、ネコ嫌いな方、近所のネコに困っている方、野良ネコが気になる方へ」「実践!!地域猫活動」の講師に、ねこだすけ代表工藤が地域ねこの展示パネルや配布用資料と共に招かれました。（上の写真）

日本には憲法のような「動物基本法」が未だありません。飼い主のいるペットも野良ねこも、地域ねこ対策の対象ねこも、みんな命ある愛護動物です。動物たちの近くで接する人々が、動物のために上手に法律を使う時、人と動物とのすてきな共生が実を結ぶと思うのです。

(公社)日本愛玩動物協会広島県支部ホームページ
http://www.jpc.or.jp/hiroshima/

6月6日(日)、東京・国立市主催、猫のゆりかご（国立地域猫の会）が協働し、NPOねこだすけ協力で、野良ねこの相談事や困り事など何でも受け付ける「猫なんでも（個別）相談会」を行いました。（下の写真）

主に地域ねこボランティアリーダーが相談を受け持つために、役所と地域住民とボランティアの「三者協働」のシステム作りが進みます。

地域ねこセミナー＆猫なんでも相談会　7月3日(土)、新宿区・人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会とNPOねこだすけの協働開催。

今迄は「猫何でも苦情相談会」として、迷惑被害苦情の起こりそうな地域を巡っていました。しかし、同保健所はいつでも苦情対策を受け付け、解決方法を行政サービスの一環として行うため、今回は地域ねこ対策の講演会も同時に行いました。

新宿区内外からさまざまな分野の皆さまがご参加されました。特に高校生や大学生など、次世代の方々にはこれからの「地域猫対策」浸透にお役立ていただけると嬉しい限りです。

左の写真は講演会が終わって個別相談会。同協議会会員やねこだすけスタッフのほか、他の地区から一般参加の行政マンや法曹関係者さん、他のNPO代表などにも急きょご相談担当を受け持っていただきました。

行事計画

地域ねこ対策

●行事計画の内容をブログにも掲載しています。
地域猫　地域ねこ　ちいきねこ　検索

チラシ配り？「地域ねこ対策、100箇所あれば100通り」といわれます。地域が主体となる活動のきっかけづくりやコーディネーター的な役割を、「地域ねこ」に詳しいボランティアが受け持つケースも増えました。

6月19日(土)、新宿区「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」メンバー有志と職員が、セミナーに案内するチラシ配りを行いました。地域ねこ対策のきっかけづくりの一環として、ねこ問題に心を動かされる皆さまや、ねこで困っている方々に解決方法をお知らせすることが目的です。チラシを配りながら、人もねこも同じ環境に暮らす現実についての生々しい声を聞くことができました。

同協議会の活動計画を「幹事会」と銘打った会議で決めます。この会議には構成員以外にも、地域ねこに関心を持つ方々が「オブザーバー」として参加しています。下の写真は6月12日の会議。

ねこともセミナー　3年前のふなねこセミナーに参加された方が、少しの勇気を出して地域のねこ対策活動をすすめました。住民との合意づくりや、行政との協働を目指すために、毎年セミナーを続け、今年も千葉市地域ねこ活動主催の「第3回ねこともセミナー」を、5月2日に行いました。NPOねこだすけは後援と講師。（下の写真）

参加者もわずかだった前回までと変わって、共に活動するメンバーにも恵まれ、今回は会場の着席定員がいっぱいになりました。市の職員や動物愛護関係の方々、獣医さんなど多彩な分野の方々も一般参加されました。

運営には、千葉県内の「船橋市・ふなねこ」「習志野市・ならねこ」「市川市・ねこだすけ市川」などがお手伝いしました。

ねこのいる地域の住民が主体となって、お役所とねこに詳しいボランティアなどと共に、同じ目的を目指す地域ねこ対策がすすむことと思われます。

官民協働地域ねこ対策が少し足踏み状態の東京中野区で、対策推進のセミナーがたびたび開かれます。前回の桃園地区に続き、3月20日の上高田セミナーでも着席定員が満員でした。主催はNPO猫と花地域環境ネットワーク。（上の写真）

講師と質議回答は「地域猫のすすめ」著者で横浜市職員の黒澤泰氏や、NPOねこだすけ代表理事工藤と同理事ですみだ地域ねこの会代表庄司が受け持ちました。

8月28日、同区・新井地区にて、前回と同じ講師で「猫なんでも相談会＆地域ねこ活動講習会」を開催。右のチラシに始めて「後援・中野区」が入り、官民協働に一歩前進です。

新宿区では…（※ねこだすけニュース号外23号より）
平成20年2月から「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」を組織し、会員には下記の委嘱状を、区長が直接手渡します。（写真右下の上）

> 新宿区は、区民の皆さんと協働して、生活環境の保持と動物に優しい地域形成を図るため、人と猫との調和のとれたまちづくり事業（地域猫対策）を進めてまいりました。
> このたび、この事業をより一層発展させることを目的として、区内各地域で活動されている皆さんを一堂に会し、お互いの情報交換と協力体制をつよめるために、「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」を発足する運びとなりました。
> つきましては、区との協働事業をさらに強化していくために、連絡協議会構成員として、委嘱いたします。
> 新宿区長　中山弘子

今年で3回めの総会では、新しく1つの町会と3名の個人が参加され委嘱状を受けました。

左の写真は同会名誉会長新宿区中山弘子区長の挨拶。

右隣へ同会会長NPOねこだすけ代表工藤、同じく事務局長の新宿区保健所香西課長（但し当時）。平成22年3月13日戸塚地域センターで。

立川市では… 市の地域猫活動登録団体制度で第6番の羽衣キャッツ対策委員会と、第4番のニャンニャンが共催し、栄町猫対策委員会が協力して「地域猫ってなーに？」セミナーを2月13日に開催。ねこだすけは展示パネルや配付資料の提供と、講師講演を受け持ちました。（写真右）

※ねこだすけニュース号外23号より

埼玉県いるま市では… いるまねこの会がパネル展「地域ねこってなんだろう」を、三井アウトレットパーク入間で3月6日に開催。ねこだすけの地域ねこパネルなども展示し、所沢市の「とこねこネット」とねこだすけ代表は相談コーナーを担当。（写真下）

※ねこだすけニュース号外23号より

情報を交換し合い、互いに持ち合い、地域ねこの普及や啓発

1

2

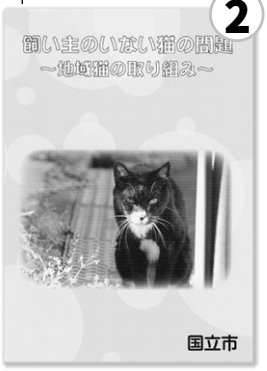

3

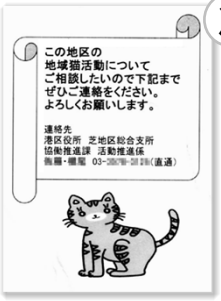

3と4は一部加工しました。

4

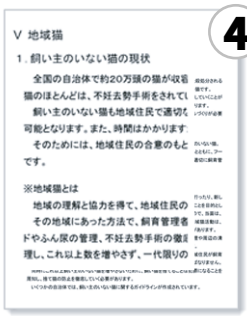

狛江地域ねこの会の飯島さんと、ねこだすけの理事でもあり、またグラフィックデザインのクリエーターもこなす同会代表の野木さんは、足かけ2年に渡り狛江市や地域ねこ資料で先行している自治体などと情報の交換や共有をしながら、地域ねこ活動ガイドブックを兼ねるパンフレットの制作に協力しました。狛江市福祉保健部健康支援課より、平成22年2月発行です。（左の画像-1）

猫のゆりかご（国立地域猫の会）もまた同様に、市や都の地域ねこ担当所管や先行して体験しているねこだすけなどとも情報をやりとりしながら、「地域猫の取り組み」パンフレットの制作に協力しました。

役所はどこでも予算のねん出はもちろんのこと、資料に盛り込む内容に苦労します。地域ねこ活動をすすめる同会代表の後藤さんやボランティアさんがイラストや写真の提供やそのほかの役割を担いました。（左の画像-2）

東京港区は区民との情報の共有も目的に「まちの猫問題懇談会」を開いています。

同区では地域の住民が対策の主体となる、まちの猫問題を各地区（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）総合支所協働推進課活動推進係が担当しています。

みなと保健所生活衛生相談係は、従来通り飼い主のいるねこや愛護動物を担当します。昭和25年に施行された狂犬病予防法執行の慣例から、犬やねこは保健所と思われていました。しかし、地域環境の中で人と動物との共生などに大きく注目される現代では、官民協働事業の位置付けから、保健所以外の部署がその対策に相応しいのでしたら、所管の移り変りに期待できそうです。

左の画像-3は、協働推進課活動推進係が直通電話と担当者記名入りで作成した、はがきサイズのカードです。

例えば、地域猫活動の普及が遅れて、餌の置きっぱなしなどの問題がある地域に残された「餌皿」にカードを添えて連絡を待つ、などの使い方が想定されます。

環境省は平成22年2月、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を発行し、「地域猫」を解説しています。（左の画像-4）※ねこだすけニュース号外23号より

表紙を含みA4判24頁の冊子ですが、入手方法はホームページからダウンロードする仕組みの様です。

今回のニュース6頁に一部をご案内しました。 環境省 http://www.env.go.jp/

環境省 動物愛護 検索

動物愛護
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/

さまざまな地域ねこ活動の現場のひとつひとつのご紹介は困難ですが、大都会ならではのねこハウス（写真下-5）と、商業ビル踊り場のねこトイレ（写真-6）

5

6

万事やむを得ない事情のもと、多頭数の飼養者が所有権を放棄せざるを得ない事態などに遭い、ねこだすけメンバーの育成対象頭数が増えました。フードなどのご支援をお願いいたします。犬用を含みます。裏表紙のねこだすけ宛てご支援物資を送付してください。随時現場に転送いたします。

地域猫活動ガイドライン

NPOねこだすけ 代表理事 工藤久美子

環境省が平成22年2月に発行した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（表紙を含み24頁の冊子）」16頁めの第5項目に、「Ｖ地域猫」として取り上げています。

セミナーなどでは、該当頁のコピーを配布させていただいておりますが、今回のニュース5頁でお知らせしたホームページからプリントして照らし合わせていただきたいと思います。
※文中の【P1】などは冊子に印刷されている頁番号です。

最初に「地域猫」という言葉を初めて公に使ってくださった環境省ご担当者様方に心から感謝申し上げたいと思います。22年2月のニャンニャンニャン発行となっていることも大変嬉しく思いました。ありがとうございます。

このガイドラインは三者協働の管轄行政、住民組織、ボランティアがそれぞれの立場で解釈しそれぞれの立場で使ってみる、とにかくこのガイドラインを使うことが第一です。ガイドラインについて話し合いをしてみるなど産まれたばかりのこのガイドラインに命を吹き込むことがまずはなにより大切であると思います。今回の解説はボランティアの立場に重きを置き、極めて片寄った感も否めまいとは存じますがなにとぞ皆さま、ご参考迄にご覧いただけましたら幸いでございます。

解説のポイントを10個ピックアップし、三者協働で行う地域猫活動を進めていく上でプラスかマイナスか、少々採点をさせていただきました。そして大きな問題点と思われる部分を「ポイント**1.**」にあげます。

ポイント**1.**冊子の【P1】で用語を定義し、「●飼い主　動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）」としました。この定義は今回のニュース2頁にもあるように、たやすく受け入れられないとの声も多く、また地域猫活動を飼い主のいない猫対策と言いますように、「飼い主」を定義しない方が良かったと思います。

同じく【P16】の「※地域猫とは」に早速「飼育管理者」や「飼育管理」と書いてあります。これでは地域猫の世話をする人はすなわち飼い主になってしまいます。この点は大きな問題ですが当ガイドラインの制定関係筋等に問い合わせましたところ、「飼い主のいない猫対策なのだから飼い主ではない。飼育ではなく世話と解釈して欲しい」とのことでした。

活動をあまり御存じない方に「飼育しているのだからあなたが飼い主」と言われた、あるいは関係機関に問い合わせたら「活動ボランティアは地域猫の飼い主であり賠償責任の可能性あり」などと解答されるケースもままあるようですがこれは間違いです。従って「ポイント**1.**」はマイナス評価です。

…では１０個のポイントの２番目からは？

2.【P16】「2.地域猫活動」より、「地域猫は野良猫とは異なります。」これもいかがなものかと。愛護動物としての猫は2種類しかありません。「飼い主のいる猫」と「飼い主のいない猫」です。そもそも登録制のない猫を2種類にすら区別することは非常に困難です。飼い猫、野良猫、地域猫と人間の都合で区別することは猫にたいして失礼でありこうした区別が結局差別を生みます。

ただし、野良猫すなわち地域猫と言う認識を皆さんに持っていただけるかどうかは、ボランティアさんの腕次第と言えます。さらに環境省が市民活動に「地域猫」という言葉を用いてくださったことは大変大きなプラスポイントです。

3.2.と同じ、【P16】「2.地域猫活動」の下段におおむね、「地域住民は野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育（世話）管理することで野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解しなくてはなりません。」と書いてあります。

また「飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨猫の防止を徹底していく必要があります。」などと続けています。この活動は猫とそれによる地域トラブルを減らすための活動であること、捨猫は犯罪であることの周知と防止の徹底などは、地域住民の方々への的確な広報と言えます。

ポイント1.で指摘された「飼い主・飼育」などを「お世話」に言い換えたとき、ポイント3.はプラスの採点です。

4.【P16】の「3.地域猫活動の実際」の「（1）それぞれの役割」の「●地域猫の世話をする人」が、「飼い主のいない猫対策に取り組む主体になります。」と解説しています。しかし、活動を根付かせている事例や、成功している現場の活動の主体は『地域住民組織』などです。従って「地域住民のボランティアを中心に」は、『地域住民組織を中心に』の方が適切です。対策の現場では、地域猫の世話をするボランティアの活動の比重が極めて高いので、このように書いてしまったものと思われます。

地域猫活動三者協働の三者とは、住民組織、行政、ボランティアです。先駆けて施策に取り入れた東京都のパンフレットにもあるように、まずは「住民組織が活動の主体」と意識しないことには単なる猫好き住民が行政と組んで行っている愛護活動になってしまいます。その場合活動への住民の方々の関心は薄れ主体的関わりは望み薄となります。ただし、活動を進めるうちに次第に主体者がはっきりすることも多いので、このポイントの採点を保留いたします。

5.【P17】の「（2）地域の合意」には、「地域猫活動の実施には自治会としての合意は重要です。」「意志の統一を確認した上で活動を始めることが必要です。」とあります。

つまり、『町会長さん、子猫を保護したいし母猫の手術もしたい。糞の清掃もしたいんだけどほら、このガイドラインの通り、町会の合意がないと活動を始められないんですよ。ちょっと話すだけでもいいから皆さんに伝えてください。でないとまた子猫産まれるし』

自治会の合意というととても難儀なことに思えますが、町会長さんにはこのガイドラインをそのままご説明すればいいことです。

住民の方々にお話をするときも『環境省のガイドラインにそって活動を進めたいのでそのようにしております。ちょっと見ておいてください。』とガイドラインをお渡ししてください。その積み重ねにより住民の方々もガイドラインを目にする、少しずつですが関心を持っていただくことが不可能ではなくなります。

このように解釈していけば、総体的に見てこのガイドラインは大変有効に使うことができます。

ポイント6.からは次号に掲載の予定です。

ねこだすけが講師・パネル・協力・後援などでお手伝いの・・・

地域ねこイベント予定

ねこだすけ　行事　検索　●今後の予定などを、ホームページの「行事計画」に掲載しています。

地域猫　地域ねこ　ちいきねこ　検索　●行事計画の内容をブログにも掲載しています。

詳しい内容の「チラシ」などが出来上がり次第、ファックスや郵送できますのでご連絡ください。
また、新しい情報は随時上記などのホームページでもご案内しています。

8月28日（土）…… 中野区新井地区　地域ねこセミナー
9月12日（日）…… 小平市　にゃんにゃんセミナー
9月19日（日）…… 新宿区歌舞伎町　地域ねこパネル展＆相談会
9月26日（日）…… 目黒区　地域ねこセミナー
10月2日（土）…… 練馬区　地域ねこセミナー
10月3日（日）…… 府中市　地域で考える飼い主のいない猫対策
10月9～10日（土・日）… 港区区民まつり　地域ねこ相談ブース
10月10日（日）…… 武蔵野市　地域ねこセミナー
10月17日（日）…… 所沢市　地域ねこセミナー
10月23日（土）…… 練馬区　地域ねこセミナー
10月29・30日（金・土）　新宿区四谷　地域ねこパネル展ほか
10月31日（日）…… 狛江市　にゃんにゃんセミナー
11月21日（日）…… 国立市　地域ねこセミナー
11月20（土）～27日（土）新宿区　地域ねこパネル展＆セミナー

トラップケージ　動物保護目的の地域ねこ対策に限る、直輸入捕獲用ケージ

●動物愛護に理解の有るＡＰＬに協力を依頼し、ねこだすけ宛に規定の書式で申し込まれた方に限り、ＡＰＬから直接購入いただける仕組みをとっています。
●ＡＰＬではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをＡＰＬがねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。

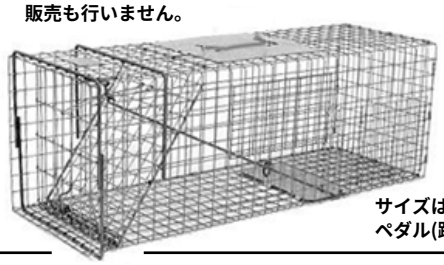

●お申込みの規定書式をご請求ください。2～3枚のご案内用紙をお届けしております。
（HP検索→キャッツプロテクションケージ）
●古い1枚だけの用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですが最新の用紙をご請求ください。
●直輸入のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの際には、出庫時同封の書式をご利用の上お問い合わせください。

●専用のキャリーケース

サイズは約25x25x66cm約2.6kg
ペダル(踏み板)式一種類のみ

トラップケージの貸し出し…

地域ねこ対策や動物愛護に限るトラップケージ保護捕獲用かご（左の写真）

●貸出無料ですが、宅配送料をご負担ください。
●貸出期間は、一回につき最長1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
●期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。
●よそへの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う態様により危険な狩猟具にもなります。
●事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。

地域ねこの普及啓発パネル

発砲スチロールに加工した、地域ねこパネルを貸し出しています。所定の申し込み書式をご利用ください。パネルの種類はねこだすけニュース33号に掲載。

●展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただきますと、点数などを選別いたします。1枚はB3サイズです。●貸し出し費用は無料ですが、送料を貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担でお願いいたします。●地域ねこの直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。●募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー　ファクトシートの一部
動物愛護法ポスターチラシ　行政資料の一部　ほか

ねこだすけ　ファクトシートもくじ　検索

●個人向けの資料としてご活用ください。●複製や印刷、大量コピーなどでご利用の際にはご連絡ください。●現在、ファクトシートの頒布を行っていませんが、ダウンロードは従来通りです。

ご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

地域ねこ対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。
ペットとのふれあいなどがもてはやされる今、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？疑問の広がるアクシデントも多いです。
さまざまな出来事に出合うとき、目には見えにくい改善要請活動も頻繁です。どうぞ支えてください。
ねこだすけでは収益事業を行っていません。運営は皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

●ねこに手を差しのべるとき、フードは欠かせません。地域ねこの現場や、多数頭の保護先ボランティアさんに転送します。
●トイレ砂や獣医薬品などの消耗品も嬉しいです。
●移転のため事務所に倉庫スペースがなくなりました。ご支援の品々などもタイムリーにその都度転送しています。
●未使用の切手は宅配の郵パックに使えますし、書き損じのはがきは切手に交換しています。
●テレフォンカード、各種金券、商品券、図書などのカード類、収入印紙なども換金が容易です。
●皆さまへのお知らせや小さな会議、イベントなどの通信連絡や配送に役立つ事務用品の、例えば粘着テープ、セロテープ、コピー用紙、プリント用紙、オフィスのりなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願いいたします。

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK 2010 平成22年8月 vol.39

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係…

ねこだすけへのお誘い

資料を郵送します。ご住所をお知らせください。

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などのご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりを広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思われない方とも、また行政などとも一緒に協働し、同じ目的の地域ねこ対策を進めます。

地域ねこ対策や動物保護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢の獣医師から賛同をいただいています。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域ねこや動物の情報ネットワークを進めます。動物を愛おしむ様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!!　地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいずれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。　特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこ活動が拡がっています。
どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
郵送・宅配　〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ　http://www.nekodasuke.net

郵便振替　口座番号　00130 - 9 - 362975
加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　円　※寄付金：　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

※他の金融機関からお振り込みの場合は…

銀行名	ゆうちょ銀行	店名	○一九店
金融機関コード	9900	(カナ)	ゼ ロイチキュウ店
店番	019	口座番号	0362975
預金種目	当座	カナ氏名(受取人名)	ネコダ スケ

●会員年度などが不明の際にはお問い合わせください。●金融機関やATMをご利用の際にはご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もあります。お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。●金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。●このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。未使用のテレフォンカード・収入印紙は換金も容易です。移転で保管場所が狭くなり、ケージや物資などの宅配出庫回数が更に増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動　地域ねこ対策や、ねこの保護救済以外の活動内容

- ●動物愛護の普及や啓発
- ●動物の法規法令等の普及啓発と実行の推進
- ●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- ●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- ●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- ●不適切に飼養される動物の改善
- ●生物多様性に関する動物の保全
- ●不適切な動物愛護風潮の抑止
- ●動物擁護の普及
- ●動物福祉の推進
- ●動物愛護普及啓発イベントの開催
- ●動物ネットワークの推進
- ●学習会や相談会セミナー開催
- ●ねこの譲渡・飼い方相談
- ●チームや支部などの支援ほか

デスクワークボランティアスタッフさんを募っています。

ねこや動物の擁護を行いながら、皆さまに思いを伝える裏方作業も盛り沢山です。

文書類の整理や通信連絡、ご相談への応対などさまざまな役割分担が毎日あります。

ちょっとした会話の中に、動物愛護のヒントが隠されていることも経験します。デスクワークを担いながら、地域ねこチームリーダーも一人立ちして行きます。

特別の知識や経験はいりません。「できることを、できる範囲で、無理をしないで」をモットーに、ご参加をお待ちしています。

ファックスで「デスクワーク希望」としてご連絡ください。

折り返させていただきます。

※ファックス印字の欠落や番号違いなどで、折り返しのご連絡がとれない場合が続いてしまいました。どうぞご容赦ください。

とても狭くて窮屈な事務所です。

ねこだすけニュースバックナンバー・会員の皆さま号・号外をホームページからプリントできます。　ねこだすけ　検索